



交通事故と犯罪の無い 明るい地域に

亀岡地区の第27回防犯・交通安全マラソンパレードが6月23日(日)行われ、防犯交通少年隊、亀岡スポーツ少年団員、亀岡走友会で結成されたランナーが、亀岡地区内にある8カ所の公民館を回りながら、交通安全と防犯を呼びかけました。

《主な内容》

- ◎統合中学校の運動着・内履き・通学カバンの決定について
- ◎耕作放棄地対策に関するお知らせ
- ◎第48回青竹ちょうちんまつり
- ◎国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

人	計	24,960人
	男	12,061人
□	女	12,899人
世帯数	7,524世帯	

(7月1日現在)

2013
平成25年

8

No.946

人・農地プランが決定しました！

平成25年度第1回人・農地プラン検討会（平成25年6月27日開催）において、審査、検討された7件（新規4件、更新3件）のプランが決定しました。

【決定された人・農地プランの概要】 決定日／平成25年6月28日
〈新規－4件〉

地区名	集落名	中心となる 経営体数 ※1	連携する 農業者 ※2	その他の 農業者 ※3	合 計	今後の地域農業のあり方
屋 代	大新	5	3	15	23	・後継者や新規参入者等の新規就農者の確保、育成が必要。 ・伝統行事が継承されており、今後も集落内の結びつきを深めるために継続する。 ・稲作農家と畜産農家が連携し循環型農業を推進したい。 ・水稲部門で一人ひとりが高付加価値化を図り、大新ブランドを確立したい。
亀 岡	入生田北	4	0	4	8	・中心経営体が農地を集約し、規模拡大を図りながら耕作放棄地を出さない。 ・米や果樹、野菜等で複合化を進め、加工や特色のある農作物の生産により高付加価値化を図るとともに地域の雇用の産出を目指す。
和 田	馬頭東	4	2	9	15	・基盤整備未実施のため耕作放棄地が発生しやすくなっており、効率的な集積ができない。プラン作成を機に集落全体で環境を維持し、課題解決のための検討や協議を今後も続ける。 ・協力体制が整いコミュニケーションがとれており、今後も協力体制を絶やさない。 ・積極的に規模拡大に取組む施策として新規就農者の確保を検討する。
糠野目	津久茂	5	1	10	16	・水稲作付の適地となっていることから、集落内あるいは近隣集落と連携し農地集積を進める。 ・特別栽培米面積の拡大による高付加価値化、早期の大区画化による低コスト化を図り所得の向上を図る。 ・水利管理や環境整備、農地の遊休化を防ぐための対策に集落全体で積極的に取り組む。

〈更新－3件〉

地区名	集落名	更 新 内 容
亀 岡	亀岡四	・新規就農者が1人中心経営体に追加。（地域農業のあり方については変更なし）
和 田	川北下	・新規就農者が1人中心経営体に追加。（地域農業のあり方については変更なし）
糠野目	家 中	・宮町の1人の農地が家中集落周辺にあることから、家中集落内で合意が図られ中心経営体位置づけられた。（地域農業のあり方については変更なし）

※1 将来とも集落や地域で中心となり農業を行う担い手 ※2 経営転換、リタイヤする農業者 ※3 兼業や自給的農業の経営体

集落での「人・農地プラン」作成に取り組みましょう。

魅力ある力強い農業経営を目指すためには、高齢化や後継者不足といった「人」の問題と、耕作放棄地の増加や農地集積といった「農地」の問題、この2つの課題を一体的に解決していく必要があります。集落・地域での話し合いを基本として、地域農業における課題解決と将来設計のために作成するのが「人・農地プラン」です。

すでに「人・農地プラン」を作成した集落では、農地集積に協力する農家への「農地集積協力金」や新規就農者への「青年就農給付金」などの各種メリットを受けております。

町では、平成25年中の「人・農地プラン」作成を支援しております。

未作成集落におかれましては、早期の作成に向けた取り組みをお願いします。

すでに「人・農地プラン」を作成した集落の方へ。

平成25年度から、農地集積協力金の対象農地として、樹園地や野菜畑等も対象となりました。人員構成・経営方針等の変更や今後の地域農業のあり方など、当初プランの見直しを要する場合には、再度集落での話し合いと審査を受ける必要がありますので、該当する集落においてはご連絡をお願いします。

▶ 問合せ先／町産業経済課産業政策係 ☎(52) 1 8 2 7



運動着 内履き 通学カバン が決められました

統合中学校（高畠町立高畠中学校）の

統合中学校高畠町立高畠中学校の運動着、内履き、通学カバンについては、取扱い企業延べ23社から提案を受け、町内の小中学校での展示やアンケート調査などを行いながら選定作業を進めてまいりました。

去る、6月19日の運動着等選定会議において、指定物品がそれぞれ選定されました。

これらは、先に選定された制服と同様に、平成26年4月に町内の中学校に入学する生徒から着用することになる予定です。

▼問合せ先／町教育委員会教育総務課
統合中学校開校準備担当

☎(52) 3 5 2 9（直通）

◀運動着



※胸のマークについては、校章または校名となる予定です。



▲内履き



◀通学カバン

統合中学校制服等の販売者 募集説明会開催のお知らせ

平成28年4月開校の統合中学校（高畠町立高畠中学校）の制服・運動着・内履き・通学カバンを高畠町内で販売していただける小売店を募集します。

つきましては、募集条件などについての説明会を次の日程により開催いたしますので、販売を希望する方は、ご出席くださいますようお願いいたします。

▼販売物品／①制服、②運動着、③内履き、④通学カバン

▼説明会日時／平成25年8月23日（金）

午前10時から

▼説明会会場／高畠町中央公民館

201研修室

▼販売応募資格／次の要件を満たす法人または個人であること

(1) 法人の場合は高畠町内に本店、支店または営業所を有すること。個人の場合は高畠町内に居住し業を営んでいること。

(2) 町税などの徴収金を滞納していないこと。

(3) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員等または暴力団若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

▼問合せ先／町教育委員会教育総務課
統合中学校開校準備担当

☎(52) 3 5 2 9（直通）

統合中学校外観図



農地パトロール(農地利用状況調査) 耕作放棄地の調査を実施します

土地所有者、耕作者のみなさん、ご協力をお願いいたします。

現地確認調査にあたり、各農地等に立ち入らせていただく場合もあります。
ご理解のうえご協力をお願いいたします。



区 分	農地パトロール (利用状況調査)	耕作放棄地全体調査
実 施 目 的 等	改正農地法(平成21年12月施行)第30条第1項に基づく農地の利用状況調査の実施。 遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、および農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組み、期間を定めて農地パトロールを集中的に推進するものです。	町の農地の利用状況は、農業従事者の高齢化、兼業化に伴う労力不足や雪害、加えて農産物価格の低迷等、農業を取り巻く環境の厳しさから耕作放棄されている農地が増加している傾向にあります。 このような状況の中、優良農地を守るとともに、耕作放棄地の拡大防止、解消に向けた対策を推進していくため、調査(現地確認調査)を昨年度に引き続き行うもので、対象農地を選定し実施します。
実 施 時 期 (期 間)	8月～11月	8月下旬～11月中旬
調 査 区 域 (対 象)	町内全ての農地が対象	農業振興地域農用地区域内外の中山間部エリアの農地
実 施 内 容	現地確認調査 農地利用状況、違反転用の確認等 台帳記入 写真記録 等	現地確認調査 1筆調査により農地の区分を行います 台帳記入 写真記録 等
調 査 員	農業委員、町職員(農業委員会・産業経済課)	
そ の 他	農地パトロール(利用状況調査)と耕作放棄地全体調査を一体的に実施するものです。 調査終了後、遊休化している農地については、耕作意向の確認や解消に向けた適切な措置がとられるよう指導等が行われます。	

▶問合せ先／町農業委員会事務局 ☎(52) 4 4 7 9

「緑の募金」協力の御礼

▶問合せ先／町産業経済課農村林務係

☎(52) 1 1 1 3

【緑の募金合計】 639,952円

「緑の募金」運動については、今年も多大なる成果をあげることができました。
ご協力をいただいたみなさまには深く感謝申し上げます。

ご協力いただいた募金は、公益財団法人山形県みどり推進機構に送り、東日本大震災で被災した地域の森林整備や緑化を支援するとともに、県内各地の緑のプレゼントの実施、学校や公共施設の緑化など、緑に関する様々な活動に役立てられています。

高畠町耕作放棄地対策協議会からのお知らせです。

▶問合せ先／農業委員会事務局 担当：星

☎(52) 4 4 7 9

耕作放棄地再生利用緊急対策事業について

荒れている農地を再生利用する取り組みを支援する制度です。

平成25年度も、山形県耕作放棄地対策協議会に造成した基金(国)の交付金に加えて、町単独事業メニューでも整備いたします。

耕作放棄地を貸借等により再生・利用する取り組みについて検討を行っている個人、法人等がありましたら申込みまたはご相談ください。



(1)取組主体

引き受け手：農業者 農業者組織 農業参入法人 等

(2)再生利用活動交付金

区 分		県 交 付 金	町 交 付 金	備 考
再生作業（障害物除去等）				
①	事業費10万円超え	50,000円	10,000円	10a当たり
②	事業費10万円超え 重機作業を伴う場合	補助率 1 ／ 2 以内	10,000円	10a当たり
③	事業費 3 万円以上		1 ／ 2 以内の額	10a当たり
④	再生作業等調査費用		1 ／ 2 以内の額 上限50,000円	
⑤	地域団体等が行う事業で地域環境等に 寄与するものと認められるもの		10／10以内の額	

(3)該当条件

- 農振農用地区域内であること。
 - 耕作放棄地調査による農地区分がされていること。
 - 申請面積が10a以上であること。
 - 再生作業行う年度から起算して5年以上耕作する見込みがあること。
 - 賃貸借設定の場合、所有者から一定期間分(再生作業後5年)の負担金を徴収し、再生作業経費に充当することを了承していること。
- ※その他個別条件等もありますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。



▲再生利用事業前



▲再生利用事業中



▲再生利用事業後

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

所得が少ないなど、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請手続きによって承認されると、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、ケガや病気などによる不慮の事態が発生したときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合がありますので、そうならないためにも免除・納付猶予制度をご利用ください。

どんな人が受けられるの？

申請者本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定以下の場合や、失業、事業の廃止・休止、災害などの理由により、保険料を納付することが困難な方が対象となります。また、30歳未満の方は「若年者納付猶予」、学生の方は「学生納付特例」の申請ができます。

【免除を受けられる所得のめやす】

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3／4免除	半額免除	1／4免除
4人世帯 (夫婦+子ども2人)	162万円	192万円	232万円	272万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
単身世帯	57万円	78万円	118万円	158万円

※上記の金額はあくまでもめやすであり、実際の基準は所得の内訳や控除、家族構成などの条件によって異なります。

保険料免除や納付猶予と未納の違いは？

免除等の承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための25年の受給資格期間に算入されますが、免除の種類によって年金額に反映する率が異なります。

	全額納付	全額免除	3／4免除	半額免除	1／4免除	若者納付猶予 (学生納付特例)	未納
保険料 (月額)	15,040円	0円	3,760円	7,520円	11,280円	0円	—
受給資格 期間への参入	○	○	指定された金額を納付していれば○			○	×
老齢基礎年金に 反映される割合 (反映される金額)	8／8 (約1,638円)	4／8 (約819円)	5／8 (約1,023円)	6／8 (約1,228円)	7／8 (約1,433円)	反映 されません	反映 されません

保険料免除・納付猶予の申請期間は？

平成25年度分(平成25年7月～平成26年6月)の申請は、平成26年7月31日まで受け付けています。

審査の結果は？

申請をしてから数か月後に日本年金機構からハガキで通知されます。一部免除に決定した場合は、後日送付される納付書で、減額された保険料を納めなければなりません。

手続きに必要なものは？

- 年金手帳 ○印鑑(認め印) ○失業が理由の場合は離職票または雇用保険受給資格者証
- 平成25年1月2日以降に高島町に転入された方は、前年所得を証明するもの(所得課税証明書等)

▶申請・問合せ先／町町民課住民年金係 ☎(52) 1 3 4 5

新しい保険証を郵送します

新しい保険証は8月23日付けで郵送しますので、8月中旬に届かない場合は、「町民課医療給付係」へご連絡ください。

▶問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

新しい保険証が届いたら

保険証の内容を確認

保険証の内容の確認をお願いします ●世帯主氏名、住所 ●加入者の氏名、生年月日、性別	④保険証(町外に就学している人)が届いた場合は、今後必要かどうかの確認をお願いします。
--	---

変更はないですか

社会保険に加入している方の 保険証がある	(例)学校を卒業しているのに ④保険証がある
-------------------------	---------------------------

変更がある場合

町町民課(役場1階)で手続きをお願いします。

- 持ち物：①郵送された新しい保険証
②現在使用している保険証(社会保険等に加入した場合は、加入した方全員分の健康保険証)
③印鑑(スタンプ印以外)



※みどり色から茶色に変わります。

「国民健康保険被保険者証(保険証)」は、国民健康保険(国保)に加入していることを証明するもので、医療機関で診療を受けるときに必要なものです。

新しくなります

国民健康保険被保険者証が

今月の医療証

▶問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

《子育て支援医療証》

今月子育て支援医療証をお送りする方は、誕生日が8月2日から9月1日までの方です。
今月中旬にお送りしますので、ご確認ください。

《高齢受給者証》

今月高齢受給者証をお送りする方は、昭和18年8月2日～昭和18年9月1日生まれの方です。
今月下旬にお送りしますので、ご確認ください。国保以外の方は、現在加入している健康保険より交付されます。

医療費の一部負担金

減免等について

災害等の特別な理由により、一時的にその生活が困難となった世帯の国民健康保険の被保険者が入院したとき、医療機関窓口での一部負担金の支払いを減免または一定期間支払いを猶予する制度があります。事前に申請が必要ですのでご相談ください。

1、対象となる世帯

①震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。

②干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

③事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

④右記①②③に掲げる事由に類する事由があったとき。

2、減免等の基準

入院療養を受ける被保険者の属する世帯で、かつ世帯主等の預貯金総額が、生活保護基準額の3か月分以下である場合に限ります。

(1)免除

当該世帯の実収入月額が基準額以下の世帯は、一部負担金

の全額を免除

(2)減額

当該世帯の実収入月額が基準額を超え、かつ、実収入月額が基準額に100分の110を乗じて得た額以下の世帯

は、一部負担金の5割を減額

(3)徴収猶予

当該世帯の実収入月額が基準額を超え、かつ、実収入月額が基準額に100分の120を乗じて得た額以下の世帯は、一部負担金の徴収を猶予

3、減免等の期間

原則として減免は3か月以内。徴収猶予は6か月以内。

▼問合せ先／
町民課医療給付係

☎(52) 1327

認知症を知り

安心して暮らせる町に！(第1回)

全国の65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で、平成24年時点で約462万人に上ることがわかりました。軽度認知障害(正常と認知症の中間の状態の方)の高齢者も約400万人いると推計されています。高島町の65歳以上人口と照らし合わせると、計算上では、約1,000人が認知症の高齢者、約890人が予備軍といふことになります。

●町では、認知症の人や家族を支援するためにさまざまな事業を行っております。活用ください！

・専門職による在宅介護相談

(事前にお電話ください)

・医師によるもの忘れ相談

(事前にお電話ください)

・認知症を正しく理解するための

「認知症サポーター養成講座」

・介護者のリフレッシュのための

「家族介護者交流会」

・介護に関する知識を学ぶ

「介護講習会」 など

●次号の内容は

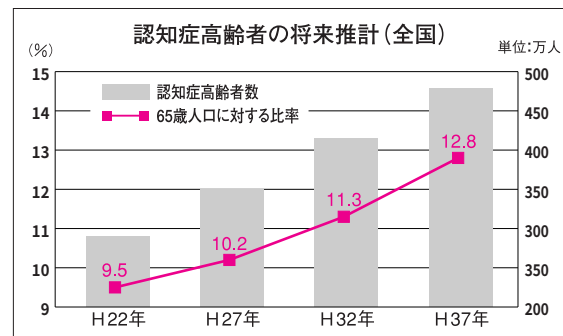
『認知症ってどんな病気?①』

▼認知症に関する相談・問合せ先／
町福祉課包括支援係

☎(52) 4495



認知症サポーター養成講座の様子



～元気づくりの輪が広がっています～

げんきアップ運動教室 ただいま開催中

65歳以上の方の運動習慣づくりを支援する「げんきアップ運動教室(前期コース)」を町内2会場で開催中です。参加者のみなさんは、日用品を利用したストレッチや、ボールを使った運動、ヨガなどで楽しみながら“げんきアップ”に取り組んでいます。(この教室は介護保険を財源として運営しています)

中央公民館会場



教室の最後には、声を出して笑います。
この日は体力測定の結果を見て「あ～はっはっはっはっ！」

ゆったり呼吸しながらヨガを体験中。
65歳から92歳まで幅広い年代の方が参加しています。



湯るっと会場

あなたもいっしょに“げんきアップ”しませんか？*後期コースの参加者を募集します*

げんきアップ運動教室には2つのコースがあります。お申し込みの際はご希望のコースをお知らせください。

▶わくわく全身活性化コース 会場／高島町中央公民館

◇内容／新聞紙やレジ袋を利用した運動、疲労回復ストレッチ、ゲームなど

時 間	定 員	スケジュール (各回木曜全8回)
午前10時～11時30分	15人	9月12・26、10月10・24、11月7・21、12月12・26

▶らくらく貯筋コース 会場／置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」

◇内容／ボールを使った運動や、ヨガ、栄養士による食事指導など

時 間	定 員	スケジュール (各回金曜全10回)
午前9時30分～11時	20人	9月6・13・20・27、10月4・11・18・25、11月8・15

▶対象者／65歳以上で主に運動初心者 ※要介護認定を受けている方は対象となりません。

▶参加料／無料

▶申込締切／平成25年8月20日(火)

電話でお申込みください。後日、来庁いただき申込書記入と問診を行います。

▶申込・問合せ先／町福祉課包括支援係 担当：落合・安部 ☎(52) 4495

子どもと高齢者の交通事故防止・ 飲酒運転の撲滅



◇子どもや高齢者を見かけたら、その行動に十分注意しましょう。

◇夏の行楽における長距離運転は、時間と心にゆとりを持って運転しましょう。(「急ぎ・焦り」は禁物)

◇週末や午後(15時～18時)の運転は、うっかり・ぼんやりによる追突、正面衝突の事故が多発するので、しっかり前を見て運転に集中しましょう。

◇飲酒運転は、絶対に「しない、させない、許さない」ようにしましょう。

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	80(±4)	1(－1)	98(－2)
南陽市	95(－23)	0(－1)	139(－11)

※増減は前年同時期との比較です

平成25年6月30日現在の交通事故発生状況

監査の結果をお知らせします

法令および年間監査計画に基づき、監査が行われましたので結果をお知らせします。

監査委員

高橋正壽 武田正徳

定例監査

監査の種類

地方自治法第199条第4項および高島町監査委員条例第3条第1項の規定による監査

監査の期間

平成25年5月2日から平成25年6月18日まで

監査の対象

施設の維持管理状況、事務事業の状況、現金等取扱状況の適正性について検証しました。

① 糠野目生涯学習センター

② 高島町営体育館・高島町武道館

③ 高島町立図書館

ことにある。

この度監査対象とした施設については、基本協定書及び年度協定書に基づき業務が行われ、事業計画書や事業報告書が作成されており、基本的な運営方針、達成目標にそった業務を実施し、その成果、実績が明確にされている。

施設の管理については、内部の整理整頓と清掃はよくされており清潔さが保持されている。外部については、管理範囲が相当広いが、緑花木等の手入れを積極的に行うことにより、一層の環境向上につながるものと思われる。

施設は、建設整備されてから相当期間が経過し、外構舗装等も含め、経年劣化、損傷が見受けられるため、早い対応が望まれる。修繕については、協定書中の「修繕等の実施区分」により定められているが、高島町と指定管理者の負担区分について、詳細に取り決める必要がある。

また、町には施設運営を指定管理したことによる責任と課題の検討や施設の今後の方向性について、より深い議論を期待するものである。

監査の手続

監査の対象となった施設に関する事務の執行および事業の状況について、現地視察を行い、関係書類等に基づいて、質問・確認その他通常実施すべき監査手続を実施しました。

監査の結果

いずれも、おおむね適正に行われていると認めた。

監査意見

社会教育施設として維持管理状況はおおむね適正であり、安心安全を第一とし、町民が利用しやすい施設運営に努力されている。

消防法等の法令に基づく点検、修繕は適宜実施されている。

施設の中長期的な健全性を確保するという視点から、対処補修から先んじての計画的な改善補修に向けて努力をしていただきたい。

また、計画的な維持補修のためにも、施設台帳を整備し、修繕履歴の記録をされ、より効率的な施設管理ができるように努めていただきたい。

なお、各施設運営にあたっては臨時・非常勤職員等の活用を行い本来の機能を確保されているが、将来に向けた運営形態のありかたを検討して、さらに充実した施設管理体制となることを望むものである。

指定管理者監査

監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

監査の期間

平成25年5月30日から平成25年7月23日まで

監査の対象

平成24年度指定管理者が行った業務に関する出納その他の事

務の執行および施設と備品等の管理状況

① 高島町太陽館

② 高島町総合観光案内施設および高島ふるさと自然のみち・ウォーキングセンター

監査の手続

監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを主眼に、所管課および指定管理者から関係書類の提出を求め、現地視察を行い、質問、確認その他実施すべき監査手続を実施しました。

監査の結果

監査の結果は、つぎのとおりでした。

1 所管課（産業経済課）

指定管理に関する事務の執行はおおむね適正と認めた。

ただし、次の点については是正改善等の措置を講じられたい。
① 事業報告書提出期限について
条例では、「当該年度終了後30日以内に町長に提出しなければならない。」と定めている

るが、基本協定書では、「60日以内」とし、実際の提出もそれに従っている。条例の定めに従い適切に執行されたい。

② 高島町太陽館の開館時間について

条例では、休憩室及びテニスコートの開館時間を「午前9時から」と定めているが、実際は「午前7時から」利用させている。条例の定めに従い適切に執行されたい。

③ 指定管理料の支払いについて
基本協定書に定める期限を過ぎての支払いがあった。協定書の定めに従い適切に執行されたい。

2 指定管理者（一般社団法人高島町観光協会）

指定管理に関する事務の執行は適正と認めた。

監査意見

公共施設の指定管理者制度の趣旨は、指定管理者においては利益の創出を、高島町においては公益性の確保を同時に満足させ、地域住民等へのサービスの向上と事業の効率性を追求する

平成26年度採用の高島町医療職員を募集します

《職種・募集人員・受験資格》

職 種	募集人員	受 験 資 格
看 護 師	5人程度	昭和48年4月2日以降に生まれた者で、看護師免許を有する者または取得見込みの者
臨床工学技士	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた者で、臨床工学技士免許を有する者または取得見込みの者
管理栄養士	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士免許を有する者または取得見込みの者
社会福祉士	1人	昭和53年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士免許を有する者または取得見込みの者

《試験日等》

試験日	会 場	内 容
10月6日(日)	公立高島病院 2階会議室	面接試験（口述による面接試験） 作文試験（総合的な思考力等についての論文試験） ※ただし、看護師は面接試験のみ

▶受付期間／平成25年8月1日(木)から9月20日(金)まで(必着)

▶受験申込方法／所定の用紙により公立高島病院総務課に提出してください。(郵送可能) 所定の用紙は、公立高島病院ホームページからダウンロードするか、病院窓口で配布します。

▶採用日／平成26年4月1日 ▶合格者の発表／10月中旬

▶申込・問合せ先／〒992-0351 高島町大字高島386 公立高島病院総務課
☎(52) 1 5 0 0 FAX(52) 1 5 1 5 URL http://www.takahatahospital.jp/

【糖尿病教室】を開催します！ 疾病のある方、ない方、どなたでも参加できます！

期 日	時 間	内 容	場 所	担当スタッフ
8月7日(水)	13時30分～	講話「インスリンとは？」	病院2階会議室	薬剤師
8月21日(水)	13時30分～	運動の実践編 「夏場の運動の注意点」	病院リハビリ室	理学療法士

※事前の申込は不要ですので、ぜひご参加ください。

※運動の実践では、動きやすい服装と上履きをご持参ください。

▶問合せ先／公立高島病院栄養管理科☎(52) 1 5 0 0